

答 申 第 6 2 号
(諮 問 第 6 3 号)

平成 3 0 年 7 月 1 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年 2 月 5 日付け鎌総第 3259 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 29 年 8 月 28 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「ICT を活用した地域発展活動などの包括連携協定書及び協定書締結に至る経過が検証出来る文書一式（起案文書含む）」に対して実施機関鎌倉市長が平成 29 年 9 月 11 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 29 年 8 月 28 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「ICT を活用した地域発展活動などの包括連携協定書及び協定書締結に至る経過が検証出来る文書一式（起案文書含む）」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 29 年 9 月 11 日付け鎌倉市指令政第 4 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 29 年 9 月 19 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分（鎌倉市情報公開条例第 6 条第 2 号、第 3 号該当部分）を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 29 年 9 月 19 日に提出した審査請求書、同年 10 月 16 日に提出した反論書及び平成 30 年 6 月 4 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 条例第 6 条第 2 号該当による公開しない部分の理由について、

法人の生産技術に関する情報及び営業活動に関する情報は、公開することで、他者が入手して模倣するなど、法人の競争上の地位を害するおそれがあるためとしているが、不開示情報該当条文を記載するだけで、当該情報が開示されることによって当該法人の競争上の地位を害するおそれが客観的にあきらかにされていない。当該法人と実施機関の打合せ内容に協定締結後の業務内容が含まれているので、一部非公開としたと思料せざるを得ない。

イ 条例第6条第3号該当による公開しない部分の理由について、打合せ記録中の発言内容の中には、最終的な意思決定がされる前の審議、検討過程の未成熟な情報が含まれているため、不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがある、とするが、実施機関の主観である。当該文書は、包括連携協定書を締結するための打合せ記録に過ぎず、協定書締結後であるので、一部非公開にするのは不当である。

ウ 実施機関が当該文書のどの部分をどのような根拠で不開示にしたのかが、全く明らかとならず、理由付記の要件を満たさないものと言わざるを得ない。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成29年10月10日付けで提出された弁明書及び平成30年6月4日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 審査請求人は、当該法人と実施機関の打合せ内容に協定締結後の業務内容が含まれているので、一部非公開としたと思料せざるを得ない、と主張している。これに対して、実施機関は、当該法人との打合せにおいて、出席者一人ひとりが様々な観点から自由かつ率直に意見を述べているため、打合せ記録には包括連携協定に直接関連のない当該法人の技術上のノウハウや営業計画に関する情報など、法人の競争上の地位を害するおそれのある情報について当該法人の出席者が言及している部分があり、当該部分については、法人の生産技術に関する情報及び営業活動に関する情報に該当し、客観的にみて、公開することで他社が入手して模倣するな

ど、法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当すると判断し、非公開とした。

- (2) 審査請求人は、当該文書は包括連携協定書を締結するための打合せ記録に過ぎず、協定書締結後であるので、一部非公開にするのは不当である、と主張している。これに対して、実施機関は、実施していく具体的な事業内容は、今後双方で協議していくことになっており、打合せ記録には、検討過程のものや検討を行うかどうかも未確定なものなど未成熟な内容が含まれており、また、この協定は市民にとって関心のある事柄であることから、事業内容が最終決定されていないにも関わらず、未成熟な情報を公開することにより、あたかも実施するかのような過度の期待を持たせてしまうことや、混乱を招くことが懸念されるため、条例第6条第3号に該当すると判断し、非公開とした。
- (3) 審査請求人は、不開示の部分及び根拠が不明であり、理由付記の要件を満たしておらず、条例第10条及び鎌倉市行政手続条例第7条の規定に違反していると主張しているが、本件処分は条例の規定に基づき、行政文書一部公開決定通知書及びその別紙により非公開理由及び該当部分を記載し、審査請求人に通知しており、条例の規定に違反しているとの審査請求人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、口頭意見陳述及び実施機関からの弁明書、決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、鎌倉市と日本電気株式会社（以下「NEC」という。）との共創を通じたまちづくりを目指す包括連携協定書、協定締結を行う前に行われた打合せ内容のメモ及び協定に係る説明資料であり、打合せ内容のメモには鎌倉市とNECが行った打合せの日時、場所、出席者及び主な発言内容が記載されている。

そこで、本件対象文書について、一部公開決定とした実施機関の処分について検討する。

なお、本件処分では、実施機関は条例第6条第1号、同条第2号及び同条第3号に該当するものとして一部公開決定を行っている

が、条例第6条第1号については争いがないことから、条例第6条第2号及び第3号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について検討する。

(2) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書中の「打合わせ内容メモ」のうち、非公開とされた部分に、法人の営業活動や営業計画に関する情報及び生産技術に関する情報についての発言が認められた。

法人の営業計画に関する情報や生産技術に関する情報が公開されると、経営方針の一端が明らかとなり、また技術上のノウハウが明らかとなることで、今後の事業展開が不利となり、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められる。なお、第2号イについては争いがない。

よって、条例第6条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関（中略）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書中の「打合わせ内容メモ」のうち、非公開とされた部分は、鎌倉市とNEC以外の団体のアイディアに関する発言や、いまだ実施する予定のない事柄についての検討段階の発言が認められた。

検討段階での未成熟な情報を公開することにより、あたかも実施することが決定しているかのような過度の期待を持たせてしまうこと等によって混乱を招き、当該事業の適正な遂行に著

しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、条例第6条第3号により非公開とした実施機関の判断は妥当である。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

非公開に係る理由の記載については、条例第10条第2項が、「公開決定等の内容が公開請求に係る行政文書の全部を公開するとき以外は、その理由を併せて通知しなければならない。」としている。行政文書の非公開決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。

本件処分においては、情報公開請求者から見て、具体的にどの部分が条例第6条第2号又は第3号に該当するかを知ることが困難なものといわざるを得ない。

理由付記の方法、程度は個別の事案ごとに検討を要するものである。そのため、今後、情報公開請求対象文書として特定された文書において、どの情報が非公開理由のうちどの要件に該当するのかについて、事案に則した適宜の方法により、情報公開請求者が理解し得る程度の理由を具体的に付記することを求めるものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 9 / 8 / 2 8	行政文書公開請求書が提出される
9 / 1 1	行政文書一部公開決定通知書送付
9 / 1 9	審査請求書が提出される（処分庁：政策創造課 審査庁：総務課）
1 0 / 1 0	処分庁が弁明書を提出
1 0 / 1 6	審査請求人が審査庁に反論書を提出
1 2 / 1 2	口頭意見陳述を実施
3 0 / 2 / 5	審査会に対し諮問
5 / 1 7	審査請求人から意見書及び口頭意見陳述申立書を受 理
5 / 2 1	実施機関に意見書（写）送付
6 / 4	第 9 6 回 審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述） （実施機関からの口頭による決定理由説明）
7 / 2	第 9 7 回 審査会で審議
7 / 1 3	答申（答申第 6 2 号）